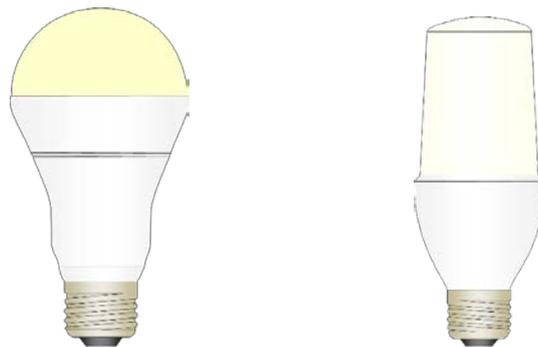




289 エル・イー・ディー・ランプ

定格電圧 100V 以上 300V 以下の交流の電路に使用するものに限る。定格周波数 50Hz 又は 60Hz、定格消費電力が 1W 以上のものであつて、一の口金を有するものに限る。

【一般呼称の例】 LED 電球、LED ランプ



1. 「エル・イー・ディー・ランプ」については、JIS C8156(2011) に規定する一般照明用電球形 LED ランプ及びこれに類する電球形 LED ランプを対象として取り扱う。(範囲等の解釈 三 8. (7))
2. 「これに類する電球形 LED ランプ」とは、当面の間、以下の要件で判定する。
 - 1) 外観上、電球形として容認できること
 - 2) 家庭用に販売されているソケットに接続されるもの
 - 3) 口金のかん号部の寸法が、JIS C7709-1 に適合すること
(電気用品安全法の改正政省令施行について説明資料より抜粋)

【混同しやすい電気用品】

蛍光ランプ (電球形)

【過去の対象・非対象事例】

E26 口金を使用した LED ランプに音声アンプとスピーカを内蔵し、Bluetooth 無線で音声信号を受け、それを増幅してスピーカが鳴らせるものは、「エル・イー・ディー・ランプ」及び「その他の音響機器」の 2 つの品名で対象として扱う。(出典：アンプ、スピーカ内蔵 LED ランプ 平成 28 年 11 月 15 日製品安全課)